

⑤

令和 7 年 10 月 15 日

石川労働局長

八木 健一 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 木村 弘

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、
電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定
について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 28 日付け石労発 0828 第 3 号をもって貴職から諮問のあった石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 民生用電気機械器具製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) 情報通信機械器具製造業
- (5) (2)又は(3)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (6) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(4)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 064円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和7年12月31日